

国際取引法学会 論文審査要領

1. 用語

本要領で使用される用語は、国際取引法学会 論文審査規程（以下審査規程という）で定義された用語に従う

2. 目的

本要領は、審査規程に従い、編集委員会が行う学会誌等に掲載される論文原稿（以下原稿という）の、審査手続きの要領を明確にすることを目的とする。

3. 原稿の査読者への書類の送付

(1) 編集委員会は、審査規程 2 条(2)項により、査読者が決定したら、e メールに添付して、次の書類を査読者に送付する。

- (a) 原稿
- (b) 原稿投稿フォーム（執筆者によるアピールポイント）
- (c) 結果報告書フォーム
- (d) 審査規程
- (e) 本要領

4. 査読者による審査

(1) 査読者は、原則 2 週間以内に、編集委員会がこれと異なる期限を指示した場合には、その期限までに、審査結果を編集委員会委員長宛に報告する。

(2) 査読者による審査は下記のことを基準として行う。

(a) 学会誌等に学術論文として掲載する最低水準を満たしているか否か。論文の審査においては、新規性・信頼性・独創性・有効性・明瞭性等を、研究ノートにおいては独創性・信頼性・有効性・明瞭性等を、外国判例評釈においては新規性・有効性・明瞭性等を、重点的に審査する。

(b) 仮にそれを満たしているとしても、同じ分野の専門家、もしくは、研究者として、修正すべき点のアドバイス例注や参考文献で引用されている先行研究文献の不足の指摘、有益な参考文献紹介等

(3) 査読者は、次のような区分に従い、審査結果を報告書フォームに記入する。

A：そのまま掲載を可とする。

B：修正した上で掲載可とする。

B1：修正したら、再審査をせずに掲載可とする。

B2：修正したら、修正部分を含め改めて原稿を再審査して、掲載を決定する。

C：掲載を不可とする。

5. 編集委員会による審査

(1) 査読者の結果報告書を入手次第、編集委員会は、委員会を開催して、最終的に学会誌等への掲載の可否を決定する。

(2) 査読者による審査結果が B2、もしくは、C の原稿については、査読者の指摘に留意し、修正をした上で、再審査するか否か決定する。

再審査が決定された場合、編集委員会は、指定期限までに、原稿の修正を執筆者に依頼するものとし、修正原稿が提出された場合、再度同じ査読者に対して、再審査を依頼することができる。この場合、査読者は、再度上記4に従い、審査結果を審査フォームに記入して報告する。

(3) 最終的な編集委員会の結論が掲載不可であった場合、編集委員会は、その旨を執筆者に伝える。ただし、編集委員会は、必要に応じ原稿に更に修正を加えた上で、ウェブ・ジャーナル等、他の媒体での掲載できる機会が与えられるように努力する。

6. 本要領の解釈・適用について

編集委員会は、本要領の解釈または適用に関する疑義について決定する権限を持つ。

7 本要領の改正

編集委員会は、執筆・投稿規程の下で、必要に応じて、本論文審査要領を改正することができる。

附則

本要領は、2015年3月1日から施行する。

附則

本要領は、改正日から施行する。

論文審査結果報告書フォーム 論文用(PDF)

論文審査結果報告書フォーム 研究ノート用(PDF)

論文審査結果報告書フォーム 外国判例評釈用(PDF)

論文審査結果報告書フォーム 書評用(PDF)

国際取引法学会編集委員会 制定 2015.3.1.

国際取引法学会編集委員会 改正 2025.4.23.

国際取引法学会編集委員会 改正 2026.4.07.